

減災に向けた目標と今後の取組について

周防大島地域の県管理河川における大規模氾濫
に関する減災対策協議会



平成29年5月

減災に向けた目標について

・ 減災に向けた目標(案)

■ 5年間で達成すべき目標

河川整備計画等に位置づけた河川整備を着実に推進し事業効果の早期発現を図りつつ、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、周防大島町、下関地方気象台及び山口県が連携して県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

■ 上記目標の達成に向けた3本柱の取組

1. 情報伝達、避難等に関する取組
2. 効果的な水防活動に向けた取組
3. 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

今後の取組について

・ 目標を達成するための主な取組項目(案)

1 情報伝達、避難等に関する取組

- (1) 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定
- (2) 避難勧告等の発令判断を担う責任者(市町長、防災危機管理監等)と土木建築事務所長が直接情報を伝達、共有する体制の構築(ホットライン)
- (3) 想定最大規模の洪水に係る洪水浸水想定区域の指定、周知
- (4) 洪水予報・水位周知河川に指定していない河川における水害リスク情報(過去の水害と流域内雨量の整理等)の充実

2 効果的な水防活動に向けた取組

- (1) 水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認
- (2) 洪水に対しリスクが高い区間(各河川の重要水防箇所等)の情報共有

3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

- (1) 要配慮者利用施設の管理者に対する説明会の開催
- (2) 出前講座等を活用した河川防災情報の周知
- (3) 住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知方法の検討

・情報伝達・避難等に関する取組～ホットライン～

県河川管理者と市町長等のホットラインの構築について(案)

ホットラインの定義

ホットラインとは、避難勧告等が発令されるような緊急時に、**河川管理者と市町長等とが直接、情報を伝達・共有するために設ける仕組み**のこと。

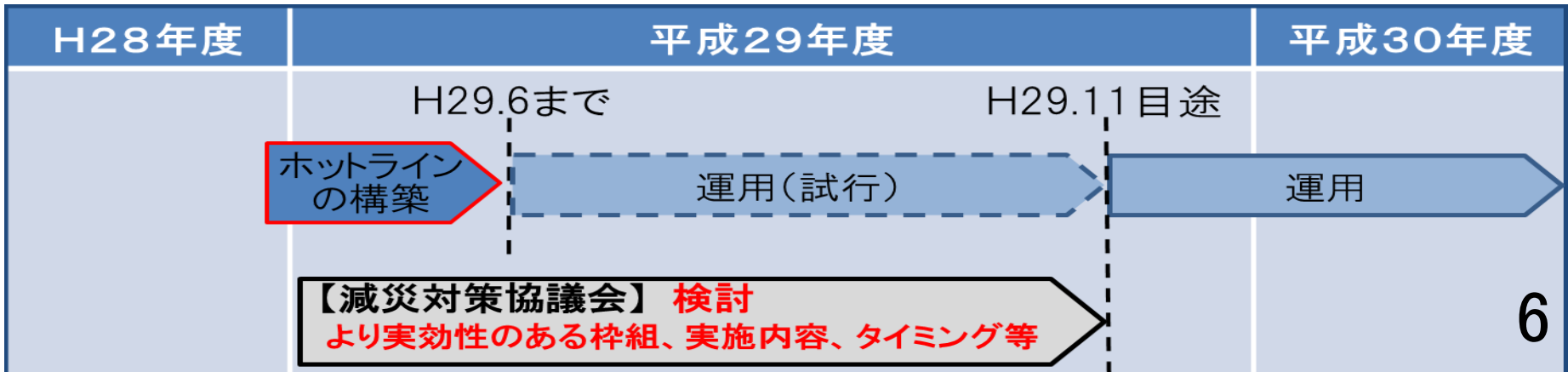
ホットラインの対象河川

背後地の人口・資産の集積状況、河川の形態(築堤or掘込)等から、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した**洪水予報河川**及び**水位周知河川**とする。
水位計のない「その他河川」についても、できる範囲での情報伝達を行うこととする。

ホットラインの伝達者、受達者

県は、出先機関の長である土木建築事務所長とする。市町については、実効性を確保するため、避難勧告等の発令判断を担う市町の責任者とする。

◆ 今後のスケジュール(案)



・情報伝達・避難等に関する取組～ホットライン～

ホットラインで伝えるべき事項(試行)

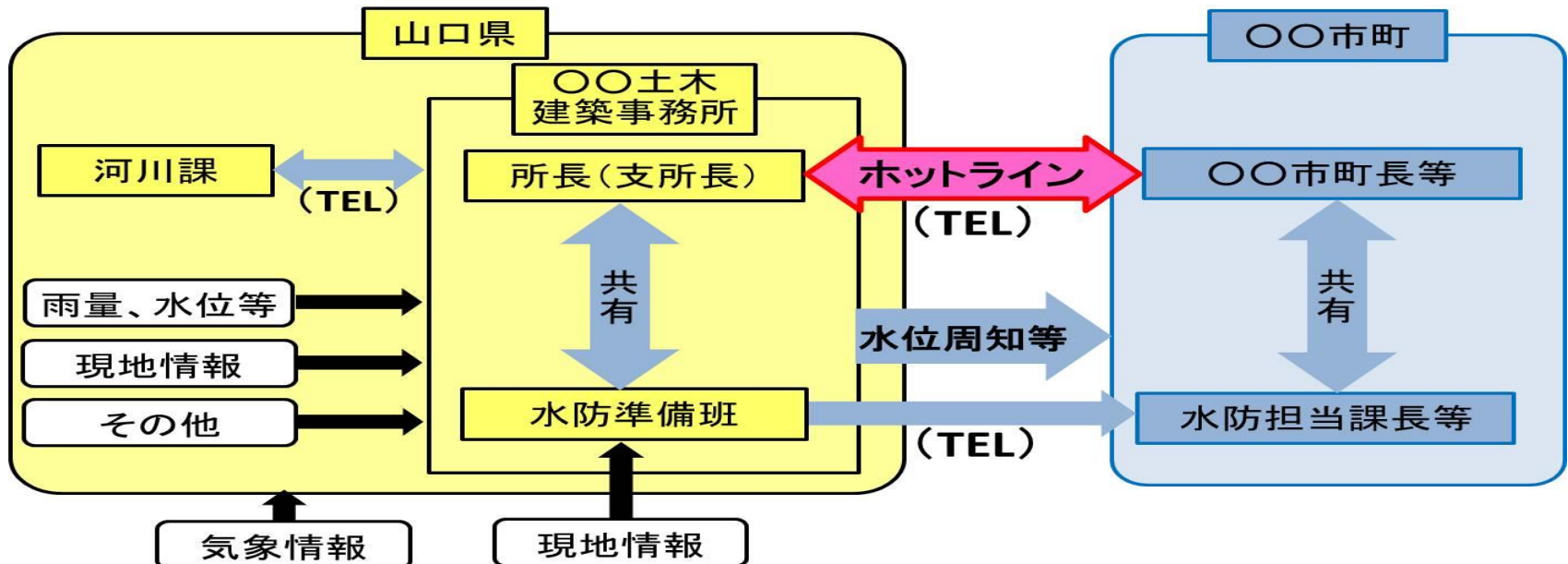
【県⇒市町】

- ・ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したこと
※原則、1洪水1伝達(初回の水位到達時にホットラインで伝達)
- ・ 住民からの通報等により河川管理者が把握した情報で、避難勧告等の発令の判断に直結するような緊急又は重要なもの(漏水、洗掘による破堤の危険性等)

【市町⇒県】

- ・ 避難勧告又は避難指示の発令等の判断に際し必要となる河川管理者の助言(災害対策基本法61条の2)

<県河川管理者と市町長のホットラインの枠組み(案)>



今後のスケジュール(案)

・今後のスケジュール(案)

- | | |
|-----------------|---|
| H 2 9 . 4 . 2 5 | 第 1 回 幹 事 会
・ 協 議 会 資 料 の 確 認 |
| H 2 9 . 5 . 2 9 | 第 1 回 協 議 会
・ 設 立 趣 旨 、 規 約 、 減 災 の た め の 目 標 の 決 議 |
| H 2 9 . 4 ~ 6 | 事 務 局
・ 現 状 の 取 組 及 び 課 題 の 照 会
・ 地 域 の 取 組 方 針 素 案 の 作 成 |
| H 2 9 . 7 ~ 9 | 担 当 者 会 議 (2 回 程 度)
・ 地 域 の 取 組 方 針 素 案 の 調 整 |
| H 2 9 . 1 0 | 第 2 回 幹 事 会
・ 地 域 の 取 組 方 針 の 確 認 |
| H 2 9 . 1 1 | 第 2 回 協 議 会
・ 地 域 の 取 組 方 針 の 策 定 |